

議案第 85 号

石岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 29 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う地方自治法の改正により、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称が変更されたため。

石岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の給与に関する条例（平成17年石岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第12条の5中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。